

○財務省告示第二百十五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十六年六月二十六日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十六年七月八日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百一回、第三百二回、第三百四回及び第三百二十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第七十三回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で三千九百九十五億円
七	払込金額	四千二百三十七億七千二十八万円
八	最低額面金	五万円





(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
(利付国庫債券 第十三年一回)	一・五%	平成六年三月二十一日	六億四千三百 円
(利付国庫債券 第十三年二回)	一・四%	平成六年三月二十一日	一千四百八十 万円
(利付国庫債券 第十三年四回)	一・三%	平成九年三月二十一日	五千八百三十 万円
(利付国庫債券 第十三年二回)	〇・八%	平成六年三月二十五日	二十七億 円
(利付国庫債券 第七十三年三回)	二・〇%	平成十年十二月二十六日	九億 円